事　務　連　絡
令和７年12月８日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
施設担当係長　殿

厚生労働省保険局国民健康保険課施設調整係長

直営診療施設の運営に係る特別に要した費用の交付申請に当たっての留意事項について

令和７年度における国民健康保険調整交付金の交付申請及び事業実績報告については、「令和７年度国民健康保険調整交付金の交付（追加交付・交付決定一部取消）申請及び事業実績報告について（通知）」（令和７年12月５日付け保発1205第３号）により通知されたところですが、直営診療施設の運営に係る特別に要した費用の交付申請に当たっては、下記の事項に留意の上、事務を進めていただきますようお願いいたします。

記

１　「災害等による被害を受けた診療施設の復旧」について

（１）医療供給体制の復旧に要する最低限の工事（医師住宅等も含む）及び医療機器等の購入費を助成対象とすること。

（２）事業の概要欄に、災害保険等の契約状況を記入すること。復旧に要した費用に保険金が充当される場合には、当該保険金額を対象経費から控除すること。

２　「経営合理化」について

（１）<u>費用対効果があること。</u>（費用対効果がない場合は、補助対象外。）
なお、費用対効果の有無については、例えば次により確認すること。
・新規導入の場合、導入に要した費用を導入により削減される経費をもって償還する際に要する期間が、概ね導入設備の耐用年数の範囲であること
・更新の場合、更新に要した費用が、更新しなかった場合に新たに発生する費用（機械作業を手作業で行う場合に生じる人件費等）の更新設備の耐用年数分と比べて少額であること
※ 事業による収益増の見込みを費用対効果とすることは原則不可。

※ 人件費の費用対効果については、人数の増減だけでなく、具体的な作業量や時間外手当の削減等により確認すること。

また、更新の場合、新規導入以前の人件費等の経費が、導入後に計画どおり削減されていることが全く確認できない場合は、今回の更新は認められない。

（２）統合系医療情報システムの導入及び更新に要した費用については、原則オーダリングシステム及び電子カルテシステムを助成対象とし、それ以外の場合は資料等により真に基幹システムであることが客観的に確認できる場合に限り対象とする。

（３）統合系医療情報システムの更新に要した費用については、更新前のシステム（導入に当たり補助金等の交付を受けているか否かを問わない。）が、平成 20 年厚生労働省告示第 384 号に定める処分制限期間を経過しているものについて助成対象とする。このため、様式Ｌの附表（１）の事業の概要欄に、更新前のシステム導入年月日を記入すること。

３　「療養環境の改善」について

（１）診療施設を利用する患者のための改善であり、特別に要した費用であること。

（２）この事業は、①改善前の診療施設の状況や問題点、②改善方法、③改善後の効果（状況）等を総合的に判断して、診療施設を利用する患者に特化した改善と認められるものに限り助成対象としている。このため、様式Ｌの附表（１）の事業の概要欄には、①から③までの内容が含まれていること。

なお、当該事業との関係が少ないとみられる費用（患者以外の方も利用する駐車場や駐輪場の新設・移転など）は助成対象外であること。

（３）老朽化した設備等の原状回復のための単なる修繕事業（老朽化した備品等の買い替えを含む。）は助成の対象外であること（台帳価格に変動を来す設備等の改造等は、診療施設を利用する患者のための改善と認められるものに限り助成対象）。

４　「医師、看護師、保健師等の確保対策」について

（１）医師等の確保支援事業

助成対象経費は、医師、看護師、保健師等を確保するために実施した大学、専門学校等の訪問、就職説明会の開催、その他必要な事業の実施に要した費用とすること。

なお、当該事業との関係が少ないとみられる費用（土産代などの交際費、昼食代等）は助成対象外であること。

（２）救急患者受入体制支援事業

① 事業の概要欄には、救急患者の受入体制の充実を図る理由や、支援元の医療機関名等を記入すること。

② 助成対象経費は、夜間・休日の救急患者受入体制を確保するために、開業医等の外部医師に協力を求めるために要した賃金及び交通費等の費用とすること。

③ 休日については、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める祝日及び休日、年末年始の日（12 月 29 日から１月３日まで）、週休２日制に伴う土曜日又はその振替日とし、休日における医師１人１回当たりの助成対象経費の上限額は、13,570 円とすること。

また、夜間（休日の夜間を含む。）については、午後６時から翌日午前８時までとし、夜間における医師１人１回当たりの助成対象経費の上限額は、18,659 円とすること。

④ 対象額は、１回ごとの所要額（所要額が③の上限額を超える場合は、当該上限額。）の合計とする。

（３）代診医等の確保支援事業

① 助成対象経費は、常勤の医師等が休暇及び研修等のやむを得ない理由による不在時（夜間・休日を除く。）に外部から代診を行う医師等の派遣を受けるために要した賃金及び交通費等の費用とすること。

なお、定員不足により定期的に医師等の派遣を受けている場合は助成対象外であること。

② １人１日当たりの助成対象経費の上限額は医師 71,000 円、看護師 25,000 円とすること。

③ 代診医等の勤務時間が８時間に満たない場合は、上記金額に勤務時間／８を乗じて得た額とすること。

④ 対象額は、１日ごとの所要額（所要額が②の上限額を超える場合は、当該上限額。）の合計とする。

（４）医学教育費用の支援事業

助成対象経費は、医学生、看護学生、研修医及び専攻医等に地域医療の医学教育を行うための研修費用、環境整備費用及びその他必要な事業の実施に要した費用とすること。

なお、学生等を対象とした奨学金や、当該事業との関係が少ないとみられる費用（施設運営費、食事代等）は助成対象外であること。

５ 「マイナ保険証の利用促進」について

助成対象経費は、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードをいう。）利用者のための専用レーンの設定及び説明員の配置等（人件費や事務費など含む。）に要した費用とすること。

なお、顔認証付きカードリーダー又は資格確認端末にかかる費用（購入費用、

設置費用及び保守費用等）や、説明員の配置において窓口職員等が説明員を兼任している場合の人件費は助成対象外であること。

６　様式Ｌ　記入上の留意事項

様式Ｌの「申請要件」欄には、以下の申請要件コードを記入すること。

①　災害等による被害を受けた診療施設の復旧・・・・・・・　「１」

②　災害等による被害を受けた地域の人的支援・・・・・・・　「２」

③　経営の合理化

　ア　統合系医療情報システムの導入・・・・・・・・・・　「３２１」

　　　統合系医療情報システムの更新・・・・・・・・・・　「３２２」

　イ　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　「３３」

④　療養環境の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　「４」

⑤　医師、看護師、保健師等の確保対策

　ア　医師等の確保支援事業・・・・・・・・・・・・・・　「５１」

　イ　救急患者受入体制支援事業・・・・・・・・・・・・　「５２」

　ウ　代診医等の確保支援事業・・・・・・・・・・・・・　「５３」

　エ　医学教育費用の支援事業・・・・・・・・・・・・・　「５４」

⑥　マイナ保険証の利用促進・・・・・・・・・・・・・・・　「６」

７　審査するに当たっての留意事項

①　契約書、検査調書等の支出額及び納品の事実を証する資料により申請内容の妥当性を確認すること。

②　本申請を受ける施設は、国民健康保険条例及び施設の設置条例の写し（広域連合又は一部事務組合にあっては、組合の規約及び施設設置条例）において確認すること。

８　添付書類について

交付申請書に添付する書類については以下のとおり。

①　助成対象経費を確認できる資料（契約書、検査調書等の写し）

※「救急患者受入体制支援事業」及び「代診医等の確保支援事業」を除く

②　財産の処分について制限を受けることとなる 50 万円以上の機械及び器具等を購入した場合は、製品の内容が分かるパンフレット等

③　以下の申請事業については、事業ごとに、次の書類も併せて添付すること。

　ア　「災害等による被害を受けた診療施設の復旧」

　　　災害後及び復旧後の状況が分かる資料（写真等）

　イ　「経営の合理化（共通）」

　　　経費削減の内容、費用対効果を記載した資料

　　　<u>（更新の場合）導入前後の経費を確認できる資料</u>

ウ　「経営の合理化（統合系医療情報システム）」
　医療情報システムの全体像が確認できる資料（概要図等）

エ　「療養環境の改善」
　改善前後の状況が確認できる資料（写真等）

オ　「救急患者受入体制支援事業」
　月ごとの受入れ回数及び支出状況を確認できる資料（一覧表などにまとめたもので可。出勤簿や給与明細等の写しの提出は不要。）

カ　「代診医等の確保支援事業」
　月ごとの受入れ日数及び支出状況を確認できる資料（一覧表などにまとめたもので可。契約書や給与明細等の写しの提出は不要。）

キ　「マイナ保険証の利用促進」
　取組の状況を確認できる資料（写真等）

④　「国民健康保険調整交付金（保健事業分）交付要綱」（昭和 53 年９月 29 日付け厚生省発保第 73 号）２のアの事業の対象となる地方独立行政法人が保険者から承継した診療施設において、当該地方独立行政法人が行った事業に対して保険者が補助した事業について申請をする場合は、次の書類を添付すること。

ア　補助金の交付要綱

イ　事業の対象となる地方独立行政法人の定款の写し

ウ　「「国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）」の取扱について」（平成 15 年４月７日付け保発第 0407001 号）の別添第２の１(3)を満たしていることが確認できる資料（事業の対象となる地方独立行政法人の中期目標、中期計画等）

９　その他

（１）令和７年１月から令和７年 12 月までの収支を助成対象とすること。

（２）この交付金と助成対象経費を重複して他の国庫補助金の交付を受けてはならないこと。

（３）報告書については、「別表１」の作成区分により、「国保事業報告システム（保健事業分）」等で作成し、令和８年１月 20 日までに別表１、別表２及び添付書類の電子データ（ＰＤＦ形式）を以下アドレス宛てに提出すること。

※ 郵送での提出は不要。

※ 様式Ｌ及び様式Ｌの附表（２）については「国保事業報告システム（保健事業分）」で作成したもの（様式右下に作成日時が入ったもの）を提出すること。

なお、「国保事業報告システム（保健事業分）」により作成する直診特別分の電子データ（ＬＺＨ形式）については、へき地運営費分と併せて令和８年２月

13 日までに電子メールで送付すること。
　※　２月上旬に当係より提出依頼を別途連絡する予定。
　○メール送付先：厚生労働省保険局国民健康保険課（kokuho@mhlw.go.jp）